

## 東松山市広報紙有料広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙に有料で広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基準及び範囲)

第2条 市長は、広告掲載の公平性及び中立性を保つため、広告掲載の基準を別に定める。

2 市が開設する公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広報紙（PDF形式）では、広告の掲載は行わない。

### (掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

### (広告の規格)

第4条 広告の規格は、1段（縦45mm×横180mm）、1段の2分の1相当（縦45mm×横88mm）とする。

### (掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、毎月発行する広報紙を1月単位とし、一度の申込みで最長6月まで掲載することができる。ただし、掲載する枠に空きがある場合に限り、延長を可能とする。

### (広告掲載料)

第6条 1月単位の広告掲載料は、次の表のとおりとする。

規格	広告掲載料
1段（縦45mm×横180mm）	30,000円
1段の2分の1相当（縦45mm×横88mm）	15,000円

### (広告の掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報紙などにより公募するものとする。

(広告の掲載申込み)

第8条 広告の掲載希望者は、掲載を希望する広報紙発行日の前々月の15日(同日が東松山市の休日を定める条例(平成2年東松山市条例第4号)第1条に規定する本市の休日(以下「休日」という。)であるときは、その直後の休日でない日)までに東松山市広報紙有料広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 公共性又は公益性の高い内容の広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(広告の掲載決定)

第10条 市長は、第8条の規定による広告の掲載申込みがあったときは、その掲載の可否を、第2条の規定により定める基準(以下「基準」という。)により決定し、東松山市広報紙有料広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、広告の掲載希望者へ通知するものとする。

- 2 広告の申込みが募集件数を超えた場合は、前条に規定する掲載の優先順位により決定する。ただし、優先順位が同一の場合は、申込順とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、掲載の可否の決定が困難な場合は、東松山市広報紙広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て、可否を決定する。

(審査委員会)

第11条 前条第3項に規定する広告の掲載の可否を審査するため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の委員長は、政策財政部次長をもって充て、委員は、総務部総務課長、政策財政部政策推進課長、政策財政部契約検査課長、環境産業部商工観光課長及び市民生活部人権市民相談課長をもって充てる。

- 3 審査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 6 審査委員会の庶務は、政策財政部広報広聴課において処理する。

(広告原稿作成及び提出)

第12条 広告掲載決定通知を受けたもの(以下「広告主」という。)は、その責任及び負担において作成した広告の電子データを広報紙発行日の前月の5日(同日が休日であるときは、その直後の休日でない日)までに、市に提出しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告内容の変更)

第14条 市長は、広告の内容等が基準に違反するに至ったとき又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告の内容等が基準に違反するに至ったとき又はそのおそれがあると判断したときで、前条に規定する変更によっても、その違反又はおそれが解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広報紙への広告の掲載が適切でない

と判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、東松山市広報紙有料広告掲載取下書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第17条 第15条第4号若しくは第5号の規定により広告掲載を取り消した場合又は前条第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済み広告掲載料は返還しないものとする。

2 広告掲載期間内に、市の都合で広報紙を発行しなかった場合又は広告を掲載できなかった場合は、その月数に応じて、広告掲載料を返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料は、第6条の表に掲げる規格に応じ、それぞれ同表に定める広告掲載料を広告掲載できなかった月数に乗じて得た額とする。

4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の電子データの作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

東松山市広報紙有料広告掲載申込書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

電 話

F A X

担当者氏名

東松山市広報紙有料広告掲載要綱第8条の規定に基づき、次のとおり東松山市広報紙への広告の掲載を申し込みます。なお、掲載に当たっては、市税等を完納し、東松山市広報紙広告掲載基準の内容を遵守することを誓約いたします。

また、課税された市税の納税状況について市が調査することに同意します。

1. 広告の内容

デザイン

2. 規格

1段（縦45mm×横180mm）

1段の2分の1相当（縦45mm×横88mm）

※希望する規格にを入れてください。

3. 広告掲載希望期間

年 月～ 年 月まで（ か月）

<注意事項>

- ※ 企業・団体等の業務内容がわかる書類を添付してください。
- ※ 掲載を希望する広告の素案等も併せて添付してください。
- ※ 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。市では一切の責任を負わないことを御了承ください。
- ※ 掲載場所については、指定できません。
- ※ 申込みが募集件数を超えた場合は、第9条に規定する掲載の優先順位により決定します。ただし、優先順位が同一の場合は、申込順により決定します。

様式第2号（第10条関係）

東松山市広報紙有料広告掲載・不掲載決定通知書

第 年 月 日
様
東松山市長 印
東松山市広報紙への広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。
1. 決定区分 ・掲載することに決定しました ・掲載しないことに決定しました (不掲載の理由)
2. 広告掲載期間 年 月～ 年 月まで ( か月)
3. 広告掲載料 円 ( 円 × か月)
4. 備考 年 月 日までに広告データの提出をしてください。 年 月 日までに広告掲載料の納付をしてください。

<注意事項>

※ 広告原稿にイラスト・写真・ロゴ等を使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。市では一切の責任を負わないことを御了承ください。

東松山市広報紙有料広告掲載取下書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所（所在地）

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

電 話

F A X

担当者氏名

東松山市広報紙有料広告掲載要綱第16条第1項の規定に基づき、次の理由により広告掲載を取り下げます。納付済みの広告掲載料については、同要綱第17条第1項の規定により返還されないことを承諾します。

1. 広告掲載中止希望月 年 月から

2. 取下理由